

1、被ばく（とりわけ低線量内部被ばく）による健康被害

一審

債権者は、内部被ばくの危険性に關し、債権者が放射性希ガスの吸入や放射性物質で汚染された土壤と野菜の摂取による内部被ばくの危険性にさらされると主張し、内部被ばくによる癌や心臓病の発生等の危険性について言及する意見書（甲49、甲72、甲73、甲75、甲76、甲81、甲82等）を提出している。これらの意見が指摘する放射線の内部被ばくの危険性は決して軽視することができるものではないが、個々の債権者らについて、その具体的な内部被ばくの有無及び程度は明らかにされていない。のみならず、内部被ばくは、体内に入った放射性物質により長期間にわたって受けた被ばくであり、債権者らが求めている「測定高さが50センチメートルまたは1メートルのいずれかにおいて空間線量率測定値の平均値が0.2マイクロシーベルト／時以上の地点の学校施設」における「債務者の債権者らに対する教育活動の実施の差止め」等と、債権者らの内部被ばくの危険性の防止又は除去との具体的な因果関係も明らかではない。したがって、これらの意見書は、直ちに債権者らの本件仮処分に係る被保全権利の存在を裏付けるに足りるものではない。（19頁）

二審

ウ 長期間にわたる低線量の放射線を被ばくした場合に現れる晩発性障害として、発癌率が高くなるなどの健康被害が挙げられるところ、例えれば甲状腺癌は児童10万人当たり数名程度しか発症しないとされているのに、福島第一原発と同レベルの重大な原発事故とされる旧ソビエト連邦において昭和61年に発生した Chernobyl 原発事故においては、事故発生の五、六年後から甲状腺疾病と甲状腺腫双方が急増し、9年後には児童10人に1人の割合で甲状腺疾患が現れたとの報告がある（甲49）。そして、Chernobyl 原発事故による健康障害調査データから郡山市で今後発症するであろう種々の健康障害（晚発性障害）の予測として、先天障害の増加、悪性腫瘍の多発、1型糖尿病の増加、水晶体混濁・白内障、心臓病の多発を指摘する意見もある（甲72）。

また、福島県民健康管理調査検討委員会が発表した平成24年度甲状腺検査の検査結果と Chernobyl 原発事故後に行われた小児の甲状腺検診データとを対比して、福島の児童には被ばくから数年後の Chernobyl 高汚染地域の児童に匹敵する頻度で甲状腺癌が発生し、甲状腺癌が今後激増するおそれがあるとの指摘もある（甲227）。（10頁ウ）

2、外部被ばく（空間線量の値）

一審

イ そして、上記認定事実によれば、債権者の通う小中学校近辺における放射線量は、債務者による表土除去工事等の除染活動後には、線量が低下していることが認められる。また、児童生徒は放射線量が測定された特定の地点に24時間静止しているわけではなく、地点を移動し、様々な屋内及び屋外活動を行うから、学校教育

二審

エ 相手方の管轄行政区域における空間線量率についてみると、まず、相手方の設置する小学校である■■小学校及び■■小学校において平成24年2月19日及び同月20日に空間線量率を計測した結果、152箇所のポイントのうち、1メートルの高さの空間線量率が0.193マイクロシーベルト/時以下のところは1箇所にすぎず、環境省に

施設における被ばくの実態により近いのは、上記学校教職員が実施した簡易型積算線量計によるモニタリングの結果であると考えられるところ、このモニタリングの結果によれば、平成23年6月及び8月のいずれの計測結果においても、債権者らが通う小中学校における計測結果は、0.2マイクロシーベルト／時未満となつて、

ウ 債権者らは、債務者が実施したモニタリングは教職員が測定したものであり、児童生徒が校庭で過ごすときにも教職員は校舎内で過ごすことが実態であるから、その測定値は信用することができないと主張する。しかし、債務者は平成23年5月以降、郡山市内の小中学校における体育等屋外での活動を1時間以内、部活動を2時間以内に制限し、体育はできるだけ屋内を使用し、部活動は雨天時、強風時等には実施しない等屋外活動を制限しているから、このようないくつかの規制限下においては、債権者らの被ばく量が上記モニタリング結果と大幅に異なるとは考えがたい。また、テレビ番組(甲65)の測定結果は、二本松市において条件の異なる環境下で測定されたものであるから、比較する前提を欠くといわなければならない。さらに、債権者の父兄が測定した結果(甲63)は、計測地点、測定方法寺及び集計方法が異なる以上、上記教職員による測定値と値が異なるのは避けられないし、児童生徒が特定の計測地点に24時間静止しているわけではないことを考慮すると、上記モニタリングの結果の信頼性を左右するに足りるものではない。

3、除染の評価

一審

上記認定事実によれば、債権者らの通う小中学校近辺における放射

より除染の基準とされる0.23マイクロシーベルト／時を下回ったところは9箇所にすぎなかった(甲103の2頁)。また、抗告人が現に通学す■■中学校においては、平成24年4月3日から13日までの4日間における空間線量率の測定結果は、いずれも高さ1メートル地点の校庭で0.27から0.29マイクロシーベルト／時、教室内で0.08から0.09マイクロシーベルト／時であり(乙30)、平成25年2月3日における同様の66地点の計測結果によれば、1メートルの高さの空間線量率は0.14から1.30マイクロシーベルト／時の間に分布し、0.193マイクロシーベルト／時以下のところは7箇所であり、平均値は0.39マイクロシーベルト／時であった(甲221)。(11頁)

次に、抗告人が居住する相手方の管轄行政区域内の3箇所における平成24年2月1日における空間線量率は0.8ないし1.2マイクロシーベルト／時であった(甲115)。また、福島県が発表している平成25年1月10日から2月9日までの郡山市の空間線量率は0.41から0.54マイクロシーベルト／時であった(甲229添付資料7)。さらに、福島県災害対策本部による平成25年2月22日における郡山合同庁舎南側駐車場における環境放射能測定値(暫定値)(第12450報)によれば、空間線量率は約0.52マイクロシーベルト／時であった(抗告人平成25年2月22日付け準備書面(9)添付別紙1)。

相手方においては、市内全域の追加被ばく線量(自然被ばく線量及び医療被ばく線量を除いた被ばく線量)を年間1ミリシーベルト(高さ1メートルにおける空間線量率0.23マイクロシーベルト／時)未満にすることを目標に、国の示す除染方法により学校施設を含めた公共施設における除染を実施している(乙31)。(12頁)

二審

相手方の設置する学校施設については、この間、校庭の表土除去、

線量は、債務者による表土除去工事等の除染活動後には、線量が低下していることが認められる。(18頁) . . .

エ 今後、除染作業の進捗により、さらに放射線量が減少することも見込まれることや、上記のモニタリングの結果から窺われる債権者らの小中学校における実際の被ばく量の程度を考慮すると、債権者らの生命身体に対する切迫した危険性があるとまでは認められない。(19頁)

校庭整地などの除染作業が続けられていて一定の成果を上げている(乙2から7、13)ものの、未だ十分な成果が得られているとはいえないものであるが、その主要な理由の一つとして、校庭外から飛散する放射線(ガンマ線)の影響が挙げられている。ガンマ線は100メートル以上離れたところから飛来するため、ある場所の放射線量を下げるためには半径数百メートルの地域一帯を除染しなければならないとされており(甲103の13頁)、学校周辺すなわち地域全体の除染が実施されなければ学校内の放射線量も下がらないが、除染により放射線量を下げるためには、屋根瓦や側溝のコンクリート、道のアスファルトなどにこびりついたセシウムは高圧洗浄によっても除去できないため瓦の葺替えやアスファルト・コンクリートをはがしての工事のやり直しを要するなど、ガンマ線の飛来を考慮と地域ぐるみの除染が必要であり、しかも除染は一回ではなく十分で何回もする必要があることとされている一方で、汚染土の仮置場が見つからぬいため、やむなくこれをその地域内に置いている(学校においては校庭の一画に埋設した)が、こうした仮置場が容易につからないことが、除染の作業が進まない直接的な理由とされる(甲85、103)。(11~12頁)

4、原告の申立は何か

一審

(要約) 原告は14名の原告の避難を求めていると主張するが、原告らに対する教育活動と不可分な関係にある同じ地域の他の児童生徒ら(郡山市内の小中学校に通う約3万人の児童生徒)に対する教育活動も事实上差し止めることを意図したものであるから、事实上、原告が通学する小中学校の他の児童生徒に対する教育活動をも含め当該小中学校における教育活動の実施をすべて差し止めること等を求めるものと認められる。これら約3万人の児童生徒全員が、原告が求めるような集団疎開を望んでいいるとは限らない。原告の申立は、実質的には、自己に対

二審

本件は、一時的な強線量の被ばくによる急性障害の危険を避けるというのではなく、長期間にわたる低線量被ばくによる晩発性障害の危険を避けるために、年間に被ばくする積算追加放射線量の上限値を1ミリシーベルトとすべきであるとした上で、これを超える年間の積算放射線量による被ばくがその生命・身体・健康に被害を及ぼすから、その1時間当たりの平均数値である0.193マイクロシーベルトを超える空間線量率の下での教育活動による被ばくは抗告人の生命・身体・健康に被害をもたらすものであるとして、その教育活動の差止めを請求するとともに、上記数値を超えない地点の学校

する権利侵害又はそのおそれを理由に、自己とは関係のない他の多くの児童生徒に対する関係でも、その意思とは無関係に、これらの者が現に享受している郡山市の教育活動の実施についても差止めを求めるものである。そうだとすると、これを認めるための要件は厳格に解する必要がある。

その結果、避難が認められるためには、原告各人にその生命身体に対する侵害による被害の危険が切迫していることが必要である。
(14~16頁)

施設での教育活動を請求するものである。

5、生命身体に対する切迫した危険性の発生

一審

100ミリシーベルト未満の放射線量を受けた場合における晚発性障害の発生確率について実証的な裏付けがないことや、4月19日付け文科省通知において年間20ミリシーベルトが暫定的な目安とされていたことを踏まえると、原告に過去の被ばく量と併せて年間1ミリシーベルトを超える被ばく量が見込まれるとしても、切迫した危険性は認められない。

二審

(4) 以上の事実によれば、郡山市に居住し■■学校に通っている抗告人は、強線量ではないが低線量の放射線に間断なく晒されているものと認められるから、そうした低線量の放射線に長期間にわたり継続的に晒されることによって、その生命・身体・健康に対する被害の発生が危惧されるところであり、 Chernobyl 原発事故後に児童に発症したとされる被害状況に鑑みれば、福島第一原発付近一帯で生活居住する人々とりわけ児童生徒の生命・身体・健康について由々しい事態の進行が懸念されるところである。

ところで、福島第一原発から流出した放射性物質ないしこれから放出された放射線は、その発生の機序からしても明らかないとおり、ひとり相手方の設置管理に係る学校施設にのみ存在するものではなく、抗告人の居住する自宅及びその周辺や自宅と学校との通学路、さらには十日手方の管轄行政区画の全域にわたり、その濃淡の別はともかくとして、等しく存在していることは上記認定の事実から容易に推認することができる。そうした放射性物質により汚染された土壤などを除洗するため、相手方などの各地方公共団体を始めとする各団体や個人などがこれまで土壤の入れ替えや表土剥離などに取り組み、多くの費用と様々な努力が傾注された結果、一定の除洗の成果を上げるに至ったとはいえ、なお、広範囲にわた

つて拡散した放射性物質を直ちに人体に無害とし、あるいはこれを完全に封じ込めるというような科学技術が未だ開発されるに至っていないことは公知の事実であり、また、その大量に発生した汚染物質やこれを含む土壌などの保管を受け入れる先が乏しいこともあって、これを付近の仮置場に保管するほかないまま経過していることから、今なお相手方の管轄行政区画内にある各地域においては、放射性物質から放出される放射線による被ばくの危険から容易に解放されない状態にあることは上記認定の事実により明らかである。(12~13頁)

6、損害を避ける他の代替手段について

一審	二審
<p>債務者は、債権者らには居住移転の自由及び転校の自由があつて、債務者が債権者らに対し、郡山市内における教育を強いているものではないから、債務者は債権者らの人格権を侵害している主体ではなく、債権者らは債務者に対し、侵害行為の差止めを求めることができないと主張している。…債権者らが、(居住)の自由行使して郡山市に居住して教育を受ける場合、債務者は、その設置する小中学校の児童生徒の安全を確保する責務があり(学校保健安全法第26条)、私法上も、個々の在学生に対する関係で安全配慮義務を負っている。したがって、仮に、郡山市内の教育施設において現に危険が生じている場合には、その危険が債務者の行為に由来するものでなくとも、債権者らは債務者に対し、一定の要件のもとで、危険を除去し、又は安全を確保する形で教育を提供することを要求することはできるはずであるから、この点についての債務者の主張は採用することができない。</p>	<p>抗告人の転居する地域に相手方が学校施設を開設してそこでの教育活動を施すことは、現に抗告人が被っている放射線被害から解放される一つの選択肢ではあろうけれども、そうした地での教育は、そうした地における教育機関によって行われることが原則であり、遠隔地の公的教育機関がわざわざ地元の公的教育機関を差し置いてまで別の学校施設を開設する必要があるとはいえない。転居をする場合には転居先での公的教育機関による教育を受けることとする目的は十分に達することができるはずである。</p>
<p>(要約) 住民票を郡山市に残したまま転校する区域外通学について、この方法により原告は損害を避けることができるのだから、本件差止を認める必要がない。</p>	<p>抗告人は、この点について、同窓の友人らを始めとする教育環境を重視すべきであるとして、個人での自主転居に否定的な意見を述べるが、本件は抗告人が原審以来一貫して主張し、抗告理由においても強調するように、相手方の管轄行政区画にいるすべての児童生徒に対する教育活動に関する請求ではなく、あくまで、抗告人個人の放射線被ばくを回避するためにその人格権ないし安全配慮義務の履行請求権に基づく抗告人個人の請求なのであるから、<u>他の生徒の動向</u>については当然にこれを勘酌すべきものではない。</p>